TEL476-1111
（内線222）

建築確認と完了検査について

■あなたの建物を安全に建てるために

住宅、店舗、事務所、車庫、倉庫、畜舎などを建てる場合、建築基準法に基づく、工事着手前の『建築確認』の申請や工事完了後の『完了検査』の申請が必要です。

※建物を建てる場所や建物の用途・規模・構造等により、これらの手続きが不要な場合があります。

■ご存じですか？建築基準法

建築基準法には、国民の生命・財産を守るため、地震や火災などに対する安全性や建築物の敷地、周囲の環境などに関する必要な基準が定められています。

※建物を建てる場合には、必ず守らなければなりません。

■お持ちですか？

確認済証・検査済証

建築基準法のチェックは、次の2段階で行われます。

※法律の改正により、一部の建物には中間検査が導入される予定（平成19年6月ごろ）です。

●建築確認…建物の計画が、建築基準法やその他の関係法令の基準に適合しているかを確認します。→**確認済証**

●完了検査…工事が完了した段階で、その建物が法令の基準に適合しているかを検査します。→**検査済証**

※民間の指定確認検査機関について…平成11年の法律改正で、県や市町村の建築主事が行ってきた『建築確認』や『完了検査』の業務が、民間の指定確認検査機関でも行えるようになりました。

【問い合わせ先】
大隅土木事務所　建築課
TEL099-482-1111
（内線319）

地域創業助成金のご案内

地域貢献事業（サービス10分野、または地域重点分野）を行う法人を設立または個人事業を開業し、65歳未満の非自発的離職者を1人以上含む2人以上の常用労働者および短時間労働被保険者を雇用した場合に、新規創業に係る経費および労働者の雇入れについて支援する助成金です。

【受給できる額】

●創業支援金

設立後6か月間に支払った経費の2分の1が支給されます。ただし、150万円から500万円が限度です。

●雇入れ奨励金

創業から1年6か月以内に雇い入れた非自発的離職者1人につき30万円（短時間労働被保険者は1人につき15万円）

ただし、100人分が限度です。

※非自発的離職者とは、前職において、雇用保険の一般被保険者として雇用されていた方で、会社の倒産や定年など、自らの意思によらずに会社を離職した方。

◆申請期限等

①平成20年3月31日まで法人等を新たに設立した事業主が対象
②地域貢献事業計画申請書は平成20年6月30日まで
③雇入れまでの期間は平成20年3月31日まで
④支給申請は平成20年7月31日まで

【問い合わせ先】
（財）鹿児島県雇用支援協会
TEL099-219-2000

社会保険事務所からのお知らせ

離婚時の厚生年金の分割について

近年、中高齢者の離婚件数が増加していますが、現役時代の男女の雇用格差・給与格差などを背景に、離婚後の夫婦双方の年金受給額に大きな開きがあるという問題（事情）を考慮し、平成19年4月から離婚時の厚生年金の分割制度が始まります。

基本的な年金分割のしくみは次のとおりです。

①婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録（夫婦の合計）を、離婚した場合に夫婦間で分割することができるようになります。夫婦間での合意が必要です。
②対象となるのは、施行日（平成19年4月1日）以降に成立した離婚ですが、施行日前の婚姻期間に係る厚生年金期間も分割の対象となります。
③分割割合について夫婦間で協議し、合意のうえ、社会保険事務所に分割を請求します。合意がまとまらない場合、離婚当事者の一方の求めにより、裁判所が分割割合を決めることができます。分割の請求は、原則として離婚後2年以内に行わなければなりません。
④分割割合は、夫婦双方の婚姻期間中の保険料納付記録の合計の2分の1が上限です。
⑤分割する（される）部分は、厚生年金や共済年金の報酬比例部分（いわゆる2階部分）であり、1階部分である基礎年金の給付については影響を受けません。

情報提供の開始

あらかじめ分割割合を決めるために必要な情報を把握しておきたい当事者については、平成18年10月より、必要な情報の提供を社会保険事務所に対し、請求することができます。

情報提供は、当事者双方または一方から請求することができます。

情報提供の請求に必要な書類

請求者自身の年金手帳・戸籍謄本（抄本）

情報提供の内容

分割の対象となる期間

分割の対象となる期間にかかる離婚当事者それぞれの保険料納付記録按分割合の範囲

【問い合わせ先】
鹿屋社会保険事務所
（鹿屋市寿三丁目8-19）
TEL0994-42-5121